

ストレスチェック業務請負契約 1 式

実施方針

1. 導入の背景及び目的等

労働安全衛生法の一部を改正する法律が平成 27 年 12 月 1 日に施行され、毎年労働者に対して心理的な負担の程度を把握するための検査、検査結果に基づき医師による面接指導の実施を事業者は義務づけられたため実施する必要がある。

本調達を実施するにあたり、本件業務のノウハウを持つ供給者に広く仕様項目等の情報提供を求める必要があると判断し、情報提供依頼を行うものである。

2. 調達概要

- (1) 必要作業（別紙仕様書案参照）
ストレスチェック業務請負契約
- (2) 予定数量
約 1,900 名（1 年間の予定数量）
- (3) 契約期間
令和 9 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日（予定）
- (4) 実施時期
毎年 7～8 月頃
※契約締結後、センターと協議の上、実施日を決定する。

3. 提供を求める資料

2. に示す業務概要を満たす業務について、提供可能な範囲で下記に掲げる一般的な参考資料その他の資料等の提供を求める。全ての項目に回答する必要は無い。

- ① 提供者に関する情報（会社案内等）
- ② 調達仕様等を作成するための技術提案・仕様書案
- ③ 技術提案に関する参考資料（定価・導入実績等を含む）
- ④ 提案を実現するために必要な費用に関する資料（参考見積書等）

- ⑤ カタログ等
- ⑥ 納入に要する期間に関する資料
- ⑦ その他必要と思われる資料

4. その他

- ① 提供者に対し、必要に応じ本提供資料の記載内容等についてヒアリング等を行う場合がある。
- ② 本案件にかかる内容は予定であり、検討の結果、変更又は調達が中止されることがある。